

旭市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を次のように定める。

令和8年5月12日

旭市教育委員会
教育長 向後 依明

旭市教育委員会告示第2号

旭市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づき、旭市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 旭市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、旭市

が旭市認定地域クラブ活動認定要件確認書（第2号様式）に基づき判断する。

（認定申請）

第3条 旭市認定地域クラブ活動の認定の申請を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、旭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 旭市認定地域クラブ活動認定要件確認書
- (2) 地域クラブ参加者一覧表（第3号様式）
- (3) 指導者一覧表（第4号様式）
- (4) 誓約書（第5号様式）
- (5) 指導者要件を満たしていることが分かる書類（認定証等）の写し
- (6) 保険加入証明書の写し（新規にクラブを設立する場合を除く。）
- (7) 団体の規約又は会則等（第6号様式）
- (8) 地域クラブ活動の活動報告書（第7号様式）
- (9) 地域クラブ活動の活動計画書（第8号様式）
- (10) 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等
が個人事業主や株式会社等の場合のみ）
- (11) その他教育委員会が必要と認める書類

（認定手続）

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合には、申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の審査を行うときは、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行い、申請者に必要な資料の提出を求めることができる。

3 第1項の規定により認定を受けた地域クラブ活動は「旭市認定地域クラブ活動」と呼称するものとする。

（認定又は不認定の通知）

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、旭市認定地域クラブ活動認定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、旭市認定地域クラブ活動不認定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 第4条第1項の規定による認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の末日までとする。

（変更の届出）

第7条 第4条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定団体」という。）は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに旭市認定地域クラブ活動変更の届出書（第11号様式）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微である場合は、この限りでない。

（休止の届出）

第8条 認定団体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに旭市認定地域クラブ活動休止の届出書（第12号様式）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第9条 認定団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに旭市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（第13号様式）により教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 教育委員会は、旭市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- (3) 認定団体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、旭市認定地域クラブ活動認定取消通知書（第14号様式）により、認定団体に通知するものとする。

（旭市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、旭市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言

等を行うものとする。

(旭市認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 教育委員会は、旭市認定地域クラブ活動について次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援(学校施設等の優先利用等)
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進
- (4) その他教育委員会が必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和9年3月31日までの間は、教育委員会は、地域クラブ活動が第2条各号に掲げる認定要件のうち、同条第4号又は第6号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとする。この場合においては、当該地域クラブ活動に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

旭市教育委員会

団体名
代表者氏名

旭市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

旭市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「旭市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第3条の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 旭市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

第2号様式（第3条関係）

旭市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

- 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 所属生徒の過半数が市内在住の生徒であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※3}
- 市内の施設を活動の拠点としていること

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

※4 新規に地域クラブを設立する場合、過半数が市内在住となるよう生徒を集めること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※1}
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等にに応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可

能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、又は次のいずれかの市が基準とする要件を満たしている指導者の指導の下、活動が行われていること
 - ア 教員免許を取得しており、当該運動競技や文化芸術活動の部活動指導実績がある者
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校において、当該運動競技や文化芸術活動の指導実績がある者
 - ウ 市内各競技団体・各文化芸術団体、市教育委員会、市内中学校長のいずれかの推薦がある者
 - エ 高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学又は大学院に在籍し、かつ、当該運動競技や文化芸術活動の経験があり、当該学校の関係者から指導者として適格であると推薦された者
 - オ 市が定める研修を受講した者

- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※¹

※¹ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市、地域クラブ活動の運営・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等※¹を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※²
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事※³）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること※⁴

大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること

生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{※2}

市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

※3 学校行事等について学校と情報を共有し、適切な活動スケジュールを配慮すること。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

旭市教育委員会

団体名
代表者氏名

地域クラブ参加者一覧表

区分	中学生				その他				合計
	1年	2年	3年	小計	小学生	高校生	一般	小計	
男子									
女子									
合計									

※中学生のみ記載してください。

（ 枚中 枚目）

No	氏名	ふりがな	性別	学年	在籍中学校	居住地
例	旭 太郎	あさひ たろう	男	3年	〇〇中学校	旭市
例	旭 花子	あさひ はなこ	女	2年	〇〇中学校	匝瑳市
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

- ※ 「居住地」欄について、旭市内に居住の参加者については「旭市」、旭市外に居住の参加者については、市町村名を記載すること
- ※ メンバーが20名を超える場合は、新たな用紙に連番で記載すること
- ※ 新規にクラブを設立する場合、この書類の提出は不要

指導者一覧表

（ 枚中 枚目）

No	氏名	連絡先	性別	年齢	競技等の活動歴	競技等の指導歴	保有資格	指導者要件	誓約書
例	旭 太郎	012-3456-7890	男	40	××クラブ●●年 (XX年XX月～XX年XX月)	××クラブ●●年 (XX年XX月～XX年XX月)	〇〇公認〇〇コーチ	—	<input checked="" type="checkbox"/>
例	旭 花子	098-7654-3210	女	30	中学・高校部活動●年 (XX年XX月～XX年XX月)	無	—	才	<input checked="" type="checkbox"/>
1									<input type="checkbox"/>
2									<input type="checkbox"/>
3									<input type="checkbox"/>
4									<input type="checkbox"/>
5									<input type="checkbox"/>

- ※ 提出日時点の年齢を記載すること
- ※ 指導者が5名を超える場合は、新たな用紙に連番で記載すること
- ※ 指導者ごとに「誓約書（第5号様式）」及び「指導者要件を満たしていることが分かる書類（認定証等）の写し」を添付すること
- ※ 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、又は次のいずれかの市が基準とする要件を満たしている指導者の指導の下、活動が行われていること
 - ア 教員免許を取得しており、当該運動競技や文化芸術活動の部活動指導実績がある者
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校において、当該運動競技や文化芸術活動の指導実績がある者
 - ウ 市内各競技団体・各文化芸術団体、市教育委員会、市内中学校長のいずれかの推薦がある者
 - エ 高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学又は大学院に在籍し、かつ、当該運動競技や文化芸術活動の経験があり、当該学校の関係者から指導者として適格であると推薦された者
 - オ 市が定める研修を受講した者

誓約書（ひな型）

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名

第6号様式（第3条関係）

旭市地域認定クラブ「〇〇」クラブ規約（ひな型）

（名称）

第1条 本会は、〇〇〇〇と称する。

（目的）

第2条 本会は、競技志向のみに偏ることなく、〇〇に親しむことを通じて、自主性、協調性、責任感、連帯感など、豊かに生きる資質・能力を培うことを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 〇〇〇〇（競技・種目）を中心とした活動
- (2) 他団体との交流活動
- (3) その他、本会の目的達成に必要な活動

（会員）

第4条 本会は、原則として、旭市内に在住する中学生、またはクラブの目的に賛同する者であること。ただし、地域の特性も考慮して総合的に判断し、場合によっては他市町村の中学生の加入も認める。

（加入）

第5条 本会への加入は、本会所定の用紙にてこれを行う。加入登録期間は、加入の申込みを受けた日から、その年度末日までとし、毎年度、これを更新する。

（会員資格の喪失）

第6条 本会の会員資格は、退会、除名、死亡によって喪失する。

（退会・除名）

第7条 本会の会員は任意で退会することができる。また、次の各項に該当する場合には総会の決議を経て除名することができる。

- (1) 本会の会員が第4条の要件を満たさないとき。
- (2) 本会の目的や規約に違反したとき、名誉を著しく毀損したとき。

（保険）

第8条 本会の中学生と指導者は、公益財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

（役員）

第9条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 監事 1名
- 2 役員は、会員の互選により選出する。
 - 3 会長は、本会を代表し、会を統括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 5 会計は、本会の会計を担当する。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 役員に欠員の生じたときは、それを補充する。ただし、その期間は前任者の残任期間とする。

(総会)

第10条 本会は、年1回の総会を開催する。

- 2 総会において、年間の活動内容（事業、予算、決算等）を協議し、承認するものとする。

(会計)

第11条 会計は、会員の収める会費、その他の収入、繰越金によって費用を負担する。

- 2 会費は、月額〇〇円とし、会計に収める。個人に係る遠征費等の経費は、別に徴収する。
- 3 費用は、指導者謝金、会場費、消耗品費、備品購入費、保険代、その他の活動費にあてる。
- 4 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 その他必要な事項は、役員会の承認を得て適時決定できるものとする。

(附則)

この規約は、〇年〇月〇日より適用する。

年度

活 動 報 告 書

年間活動報告（主な活動、大会・コンクール等）

4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	

週間活動報告（活動日は時間帯と場所、活動のない日は「休養日」と記入）

曜 日	活動時間帯	活動場所
月曜日		
火曜日		
水曜日		
木曜日		
金曜日		
土曜日		
日曜日		

※ 認定の効力の発生日の属する年度の前年度の活動を報告すること

※ 新規にクラブを設立する場合、この書類の提出は不要

年度

活 動 計 画 書

ク ラ ブ 名	(男子・女子)					
設 立 年 月 日						
主 な 活 動						
活 動 拠 点	施 設 名 :					
	住 所 :					
所 属 会 員 数	\	中 学 1 年 生	中 学 2 年 生	中 学 3 年 生	そ の 他	合 計
	男 子					
	女 子					
募 集 対 象 者	小 学 生 未 満 小 学 生 中 学 生 高 校 生 成 人					
募 集 対 象 区 域 (エ リ ア)						
団 体 責 任 者 名	職 業 ()					
責 任 者 連 絡 先	住 所 :					
	電 話 :					
	メ ー ル ア ド レ ス :					
入 会 金	□あ り () 円 □な し					
会 費	・ 年 会 費 () 円 ・ 月 会 費 () 円					
そ の 他 の 費 用	用 途、お お よ そ の 金 額					
市 の H P で の 掲 載	<input type="checkbox"/> 希 望 す る <input type="checkbox"/> H P <input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> そ の 他 () U R L : <input type="checkbox"/> 希 望 し な い					

年間活動計画（主な活動、大会・コンクール等）

4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	

週間活動計画（活動日は時間帯と場所、活動のない日は「休養日」と記入）

曜 日	活動時間帯	活動場所
月曜日		
火曜日		
水曜日		
木曜日		
金曜日		
土曜日		
日曜日		

第9号様式（第5条関係）

年 月 日

様

旭市教育委員会 図

旭市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった旭市認定地域クラブ活動の認定申請について、「旭市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項

(※必要に応じて記載)

第10号様式（第5条関係）

年 月 日

様

旭市教育委員会 図

旭市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、旭市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「旭市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 不認定の理由

第11号様式（第7条関係）

年 月 日

旭市教育委員会

団体名
代表者氏名

旭市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付けで旭市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「旭市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 変更事項
3. 変更年月日
4. 変更内容 (新)
(旧)
5. 変更の理由

第12号様式（第8条関係）

年 月 日

旭市教育委員会

団体名
代表者氏名

旭市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで旭市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、「旭市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

旭市教育委員会

団体名
代表者氏名

旭市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで旭市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「旭市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第9条の規定により下記のとおり旭市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの申出の理由

第14号様式（第10条関係）

年 月 日

様

旭市教育委員会 図

旭市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで旭市認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「旭市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの理由